平成２４年（フ）第２２号
徳島県海部郡美波町日和佐浦８番地４、住民票上の住所徳島県海部郡美波町日和佐浦354番地１
破産者　住登　壽子
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２３号
徳島県徳島市国府町南岩延774番地の８　リフムーン101号室、前住所徳島県海部郡美波町日和佐浦８番地４
破産者　住登　俊介
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１３１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋74番地12、前住所福岡県飯塚市目尾681番地15
破産者　新森高士郎
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６０２号
千葉県八千代市勝田台５丁目37番地10
破産者　藤城　茂政
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９９１号
横浜市港南区上永谷１丁目４番25号
破産者　森田　隆之
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
富山市笹津778番地
破産者　平野　専作
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
長野県千曲市大字上山田2787番地
破産者　柴田　保正
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４８号
長野県千曲市大字内川570番地１　ニュータウン中井206、開始決定時の住所長野県千曲市大字上山田2787番地
破産者　柴田　正幸
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５７号
京都市左京区岩倉長谷町650番地119
破産者　千田　留美（旧姓澤口）
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
神戸市西区小山２丁目１番15―107号、廃業前の営業所神戸市須磨区白川台６丁目17―８―３　ジェントリー白川１Ｆ
破産者　ブックプラザ白川台こと　武田　英之
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
徳島県吉野川市美郷字殿河125番地、旧住所徳島県那賀郡那賀町木頭助字蝉谷上久保17番地
破産者　小島　得伸
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４０号
徳島県阿南市領家町室ノ内385番地　ハライチマンション１－６、前住所徳島県阿南市富岡町東仲町321番地
破産者　荒川　正義
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４２０号
北九州市八幡西区穴生４丁目９番３―801号
破産者　内木　崇晴
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
宮崎県日南市南郷町南町11番地２　ハウディー南郷301号
破産者　内田　瑞穂
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
宮崎県日南市岩崎３丁目16番３号
破産者　近藤　則行
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５１４号
福岡市早良区荒江３丁目８番１―302号
破産者　黒岩美代子
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８号
釧路市住吉２丁目３番19号
破産者　相坂　勝美
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５４１号
川崎市宮前区鷺沼４丁目５番地14
破産者　佐々木都志江
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係